

例えば、飲食サービス業 × 配膳ロボット



例えば、製造業 × 無人搬送車



中小企業の**人手不足解消**に効果のある「**省力化製品**」を導入するための補助金

中小企業 省力化投資補助金

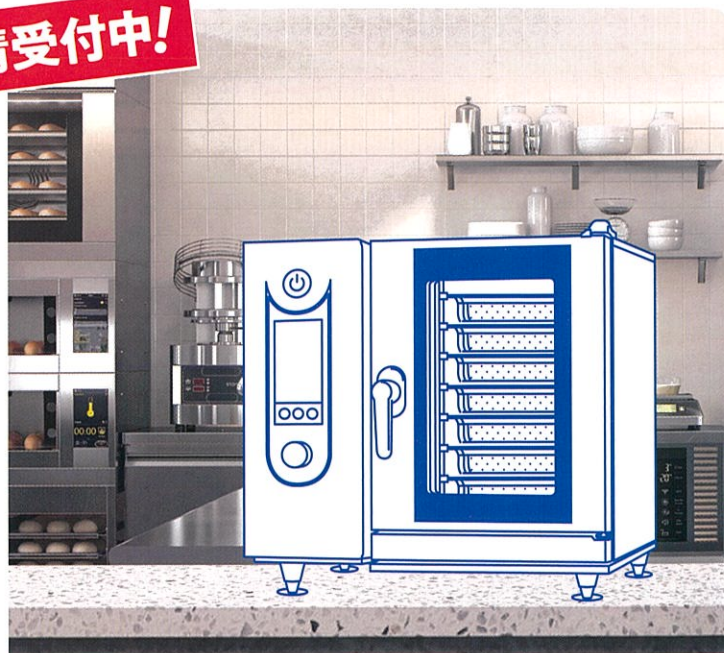
補助率

1/2



随時申請受付中!

例えば、小売業 × 自動精算機

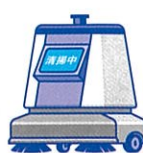


例えば、宿泊業 × スチームコンベクションオーブン

中小企業省力化投資補助金とは、

人手不足解消に効果があるロボットやIoT等の製品を導入するための経費を国が補助することにより、簡易で即効性がある中小企業の省力化投資を促進し、売上拡大や生産性向上を図るとともに賃上げにつなげることを目的とした補助金です。

- 対象製品のリスト(カタログ)に登録された省力化製品から、自社の課題に合わせて製品を選択できます!
- 「販売事業者」が製品の導入を支援! 申請・手続もサポートします。
- 補助率は1/2! 補助上限額は従業員数ごとに異なります。



Be a Great Small.
中小機構

● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性 年平均成長率3%向上」を目指す事業計画*1に取り組むものを対象とします。

申請時に全ての従業員の賃金が最低賃金を超えていること、補助金の重複に該当しないことなどの要件*2を満たす必要があります。また、補助金の交付が決定された場合でも事業実績報告の審査によって補助額の減額となる場合があります。

*1. 公募要領「4-1. 補助対象事業の要件」を参照。

*2. 公募要領「4-2. 補助対象事業者の要件」を参照。

● 補助対象製品のカテゴリ

- ▶ 清掃ロボット
- ▶ 配膳ロボット
- ▶ 自動倉庫
- ▶ 検品・仕分システム
- ▶ 無人搬送車(AGV・AMR)
- ▶ スチームコンベクションオープン
- ▶ 券売機
- ▶ 自動チェックイン機
- ▶ 自動精算機
- ▶ タブレット型給油許可システム
- ▶ オートラベラー
- ▶ 飲料補充ロボット
- ▶ デジタル紙面色校正装置
- ▶ 測量機
- ▶ 丁合機
- ▶ 印刷用紙高積装置
- ▶ インキ自動計量装置
- ▶ 段ボール製箱機
- ▶ 近赤外線センサ式プラスチック材質選別機
- ▶ デジタル加飾機
- ▶ 印刷紙面検査装置 など

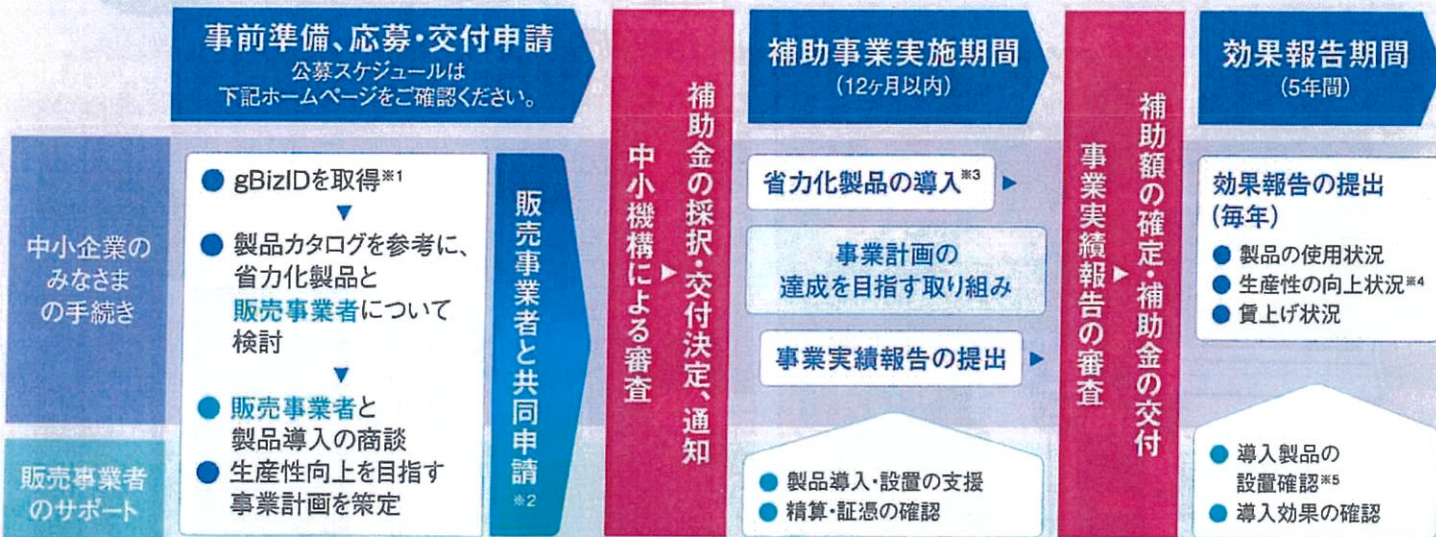
● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率	補助上限額	補助事業実施期間に一定以上の賃上げを達成した場合
5名以下	1/2	200万円	300万円に引き上げ
6~20名		500万円	750万円に引き上げ
21名以上		1,000万円	1,500万円に引き上げ

補助上限額の引き上げを適用する場合、事業終了時に①給与支給総額+6%以上かつ、②事業場内最低賃金+45円以上とする計画を策定し申請する必要があります。

* 補助上限額を引き上げたが事業終了までに賃上げ未達の場合は、補助額の減額となります。

● 申請から事業完了までの流れ



*1. 申請にはgBizID(アカウント)の取得が必要です。取得には一定期間を要しますので、お早めにお手続きください。*2. 中小企業のみなさまは、販売事業者からメールにて【招待(インビテーション)】していただいた後、専用フォームからの申請が可能です。*3. 購入した製品の売却や転用、破棄などには制限が課され、残存価値相当額などを返納いただく必要があります。*4. 人員整理・解雇を行っていた場合は、交付決定の取消となる場合があります。*5. 確認できない場合は、交付決定の取消となる場合があります。

本補助金の詳細や対象製品のリスト(カタログ)、公募要領などはこちらから
中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで

あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル **0570-099-660**

IP電話などからの
お問い合わせ **03-4335-7595**

省力化製品に関わる
工業会・製造事業者・販売事業者のみなさま

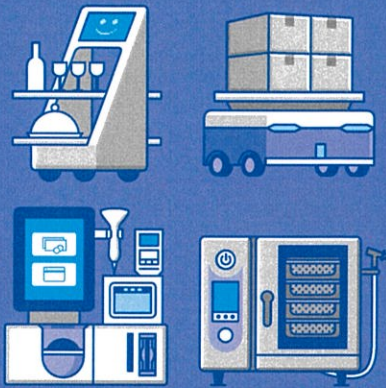
カタログ登録
サポートセンター **03-6746-1530**
でご相談受付中!

● 受付時間：9:30~17:30/月曜~金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直ください。

全都道府県に、インフォメーション窓口を設けています。詳しくは上記ホームページをご確認ください。

中小企業 省力化投資補助金

Be a Great Small.
中小機構



カタログ登録 サポートセンター を開設しました!



電話

03-6746-1530

受付時間

9:30~17:30

月曜~金曜(土・日・祝日除く)

「中小企業省力化投資補助金」の製品カタログ登録プロセスに関するご相談や、省力化製品およびカテゴリの登録・販売事業者としての登録をサポートします。

※本窓口はカタログ登録をサポートする窓口です。ご相談いただいたカテゴリ・製品の登録を確約するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

※お問い合わせいただく際は、本補助事業ホームページに掲載している説明動画や手引きをあらかじめご参照いただけますようお願いいたします。

※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直ください。

※本補助金の活用を検討している中小企業のみなさまは【中小企業省力化投資補助事業 コールセンター(ナビダイヤル: 0570-099-660 / IP電話などからのお問い合わせ: 03-4335-7595)】をご活用ください。

製造事業者として
カタログに自社の
製品を登録したい!



登録したい製品が属するカテゴリを扱う工業会に
製品の審査を依頼

工業会などによる
製品の審査・製造事業者としての審査
製品のカタログへの登録決定・
製造事業者としての登録決定、証明書の発行

アカウントの登録
審査を通過した製品のカタログ掲載情報を登録

製品がカタログに掲載

※直販の場合は販売事業者としての登録が必要です。

販売事業者として
カタログの製品を
販売したい!



製造事業者による
確認・招待(システム
アカウントの発行)

製造事業者から招待された
電子申請システムにて
販売事業者としての
本登録を申請

本補助金事務局などによる
販売事業者としての審査
販売事業者としての本登録決定

販売する製品のカタログ掲載情報を申請

販売事業者としてカタログに掲載

※中小企業と共同で事業計画を策定し、製品導入などのサポートをする必要があります。

工業会として新しい製品
カテゴリを登録したい!

登録したい
「製品カテゴリ」を
申請

中小企業庁
による審査

新しい「製品カテゴリ」
として登録完了

※メーカーのみなさまは、製品・製造事業者の
登録申請が可能になります。